

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

| | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|----|
| ○管理美容師資格認定講習会の指定 | 一 | ○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 | 六 |
| ○管理美容師資格認定講習会の指定 | 二 | ○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出 | 六 |
| ○貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項の規定に基づく登録の取消し | 二 | ○保育士試験の実施 | 七 |
| ○土地改良区の役員の就任届 | 三 | ○調理師試験の実施 | 八 |
| ○土地改良区の役員の就任届 | 三 | ○製菓衛生師試験の実施 | 八 |
| ○右同 | 三 | ○測量調査のための立入り | 九 |
| ○土地改良事業の工事完了届 | 四 | ○右同 | 九 |
| ○道路の区域変更及び供用開始 | 四 | ○右同 | 九 |
| 〈公 告〉 | | ○右同 | 一〇 |
| ○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 | 四 | ○右同 | 一〇 |
| ○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出 | 五 | ○右同 | 一〇 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 | 五 | ○右同 | 一一 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出 | 六 | ○右同 | 一一 |
| | | ○右同 | 一二 |
| | | ○右同 | 一二 |
| | | ○右同 | 一三 |

| | | | |
|---|----|--|----|
| ○右同 | 一三 | ○選挙管理委員会告示 | |
| ○基本測量の終了の通知 | 一三 | ○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等 | 一九 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | 一三 | ○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 | 二〇 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 | 一五 | ○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等 | 二三 |
| ○右同 | 一五 | ○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等 | 二四 |
| 〈県営水道公告〉 | | ○政治資金規正法に基づく公職の候補者の届出事項の異動 | 二四 |
| ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施 | 一六 | ○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等 | 二五 |
| 〈公安委員会告示〉 | | ○奈良県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等 | 二五 |
| ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第四項の規定に基づく遊技機の型式検定の結果 | 一八 | | |
| ○昭和二十九年七月奈良県公安委員会告示第一号（警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示）の一部改正 | 一九 | | |

告 示

奈良県告示第五十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 主催者の名称及び所在地
- 財団法人理容美容師試験研修センター
- 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
 財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部
 奈良市三条大宮町一番二二号

三 講習日程及び講習科目

1 日程

| | |
|-----|------------|
| 第一日 | 平成十六年八月九日 |
| 第二日 | 平成十六年八月十六日 |
| 第三日 | 平成十六年八月三十日 |

2 科目

| | |
|----------|------|
| 公衆衛生学 | 九時間 |
| 理容所の衛生管理 | 十八時間 |

四 講習会場
 大和高田市幸町二番三三三号
 財団法人奈良県広域地域産業振興センター

五 講習予定人員 二十人

六 講習料 一万四千元

奈良県告示第五十八号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成十六年四月二十三日

一 主催者の名称及び所在地

奈良県知事 柿本善也

財団法人美容師美容師試験研修センター
 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
 財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部
 奈良市三条大宮町一番二二号

三 講習日程及び講習科目

1 日程

| | |
|-----|------------|
| 第一日 | 平成十六年八月九日 |
| 第二日 | 平成十六年八月十六日 |
| 第三日 | 平成十六年八月三十日 |

2 科目

| | |
|----------|------|
| 公衆衛生学 | 九時間 |
| 美容所の衛生管理 | 十八時間 |

四 講習会場
 大和高田市幸町二番三三三号
 財団法人奈良県広域地域産業振興センター

五 講習予定人員 百三十人

六 講習料 一万四千元

奈良県告示第五十九号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次の者の登録を取り消した。

平成十六年四月二十三日

一 被処分者
 商号又は名称 オフィスタカRA
 氏名 張 隆(吉本 隆)
 主たる営業所の所在地 宇陀郡大宇陀町大字野依九七〇番地の一
 登録番号 奈良県知事(二)第〇一〇七七号
 登録年月日 平成十四年十月二十三日
 二 処分年月日
 平成十六年四月二十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があった。
 平成十六年四月二十三日

就任役員の名、氏名及び住所
 理事 柏原 行雄 五條市靈安寺町八八
 奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長安寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。
 平成十六年四月二十三日

退任役員の名、氏名及び住所
 理事 中津 太朗 大和郡山市長安寺町三二一
 中津 博行 三三五一一
 中津 亘 三四〇
 中西 勲夫 三九〇
 出口 善彦 三八二

奈良県知事 柿本善也

監事 中津 甚之丞 三三六
 中津 小太郎 三〇三

奈良県告示第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香久山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。
 平成十六年四月二十三日

退任役員の名、氏名及び住所
 理事 吉田 陽彦 橿原市膳夫町三三二一一
 吉田 喜造 六一
 中村 欽哉 三八六
 南 勝則 四八一
 植田 信義 出合町一二九
 島廻 仁司 南浦町五八四
 植田 巖 出合町六八
 山本 武司 膳夫町二九〇

奈良県知事 柿本善也

二 就任役員の名、氏名及び住所
 理事 中西 勲夫 大和郡山市長安寺町三九〇
 中津 亘 三四〇
 吉桑 博 三三四
 橋口 正晴 四二三
 中津 久裕 三一六
 宮西 義文 三五九
 中津 二郎 三五四

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事 山本 武司 橿原市膳夫町二九〇
 原田 光雄 三三二
 南 勝則 四八一

〃 松田 光男 〃 〃 三四三
 〃 植田 信義 〃 出合町一二九一二
 〃 植田 巖 〃 〃 六八
 〃 吉村 元一 〃 膳夫町三三三
 〃 池北 忠一 〃 南浦町五八一

奈良県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり都祁村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。
 平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|--------------|-----------|-------------|-----|--------|-------------|
| 届出者 | 事業名 | 事業同意年月日 | 地区名 | 事業年度 | 完了年月日 |
| 都祁村長 西畑 勇 | 村単独土地改良事業 | 平成十五年八月二十七日 | 針地区 | 平成十五年度 | 平成十六年三月二十二日 |

奈良県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
 その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区 間

| | | | | | |
|-----------------------------------|------|--------------|---------------|------------|----|
| 桜井市大字箸中七九七番先から 桜井市大字箸中八六二番三先まで | | 区域変更 の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備考 |
| 後 | 前 | 後 | 前 | | |
| 三三・二 | 二八・八 | 三一・〇 | 一一・八 | 一二七・八 | |
| | | | | | |

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十六年四月二十三日

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。
 平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|------------------|----------------|------------------|------------------------|---------|------------|
| 事業者の名 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 居宅支援の種類 | 指定年月 |
| 社会福祉法人当麻町社会福祉協議会 | 北葛城郡当麻町染野七八九一 | 社会福祉法人当麻町社会福祉協議会 | 北葛城郡当麻町染野七八九一 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 株式会社 御所市六三二 | 御所市六三二 | 訪問介護ステーション あさひ | 御所市東辻九五一五 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 有限会社クオリテイ | 桜井市谷一四 | ヘルパーステーション 楓 | 桜井市外山一五七五 ロイヤルハイツ桜井一〇二 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 特定非営利活動法人たけむ | 生駒郡平群町光ヶ丘一〇九一 | 居宅介護支援事業所たけむ | 生駒郡平群町光ヶ丘一〇九一 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|-------------|----------------|--------------------|-----------|---------|------------|
| 事業者の名 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 居宅支援の種類 | 指定年月 |
| 株式会社 御所市六三二 | 御所市六三二 | 訪問介護ステーション あさひ | 御所市東辻九五一五 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 社会福祉法人泰久会 | 五條市滝町六一 | 身体障害者短期入所事業 業仁優園 | 五條市滝町六一 | 短期入所 | 平成十六年四月十六日 |
| 社会福祉法人泰久会 | 五條市滝町六一 | 身体障害者デイサービス事業 業仁優園 | 五條市滝町六一 | デイサービス | 平成十六年四月十六日 |

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|---------|--------------|---------|--|------|------------|
| 有限会社いこい | 橿原市曾我町一〇五三十八 | 有限会社いこい | (変更前) 大和高田市旭北町五一一二 (変更後) 橿原市曾我町一〇五三十八 | 居宅介護 | 平成十五年十一月一日 |
|---------|--------------|---------|--|------|------------|

| | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|------------------------|------|------------|
| 有限会社クオリテイー | 桜井市谷一四 | ヘルパーステーション 楓 | 桜井市外山一五七五 ロイヤルハイツ桜井一〇二 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 特定非営利活動法人たむいむ | 生駒郡平群町光ヶ丘一〇九一 | 居宅介護支援事業所たむいむ | 生駒郡平群町光ヶ丘一〇九一 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|---------|----------------|---------|--|---------|------------|
| 事業者の名 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 居宅支援の種類 | 変更年月日 |
| 有限会社いこい | 橿原市曾我町一〇五三一八 | 有限会社いこい | (変更前) 大和高田市旭北町五一二二 (変更後) 橿原市曾我町一〇五三一八 | 居宅介護 | 平成十五年十一月一日 |

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|---------------|-----------------|----------------|---------------|---------|------------|
| 事業者の名 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 居宅支援の種類 | 指定年月日 |
| 株式会社中本 | 御所市六三二 | 訪問介護ステーション あさひ | 御所市東辻九五五 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 社会福祉法人友会 | 北葛城郡上牧町片岡台二一六一〇 | フレンズまきば | 北葛城郡上牧町上牧九〇〇一 | 短期入所 | 平成十六年四月十六日 |
| 社会福祉法人ひまわり | 磯城郡三宅町伴堂八五〇 | つばめ | 磯城郡三宅町上但馬一八一二 | 地域生活援助 | 平成十六年四月十六日 |
| 特定非営利活動法人たむいむ | 生駒郡平群町光ヶ丘一〇九一 | 居宅介護支援事業所たむいむ | 生駒郡平群町光ヶ丘一〇九一 | 居宅介護 | 平成十六年四月十六日 |
| 社会福祉法人ひまわり | 磯城郡三宅町伴堂八五〇 | きらり | 大和高田市田井新町五一七 | 地域生活援助 | 平成十六年四月十六日 |

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|-------------|--------------------|-------------|--|-------------|--------------------|
| 事業者の名 称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 事業所の名 称 | 事業所の所在 地 | 住宅支援の 種類 | 変更年月 日 |
| 有限会社い こい | 橿原市曾我町一 〇五三一八 | 有限会社い こい | (変更前) 大和高田市旭 北町五一一二 (変更後) 橿原市曾我町 一〇五三一八 | 居宅介護 | 平成十五 年十一月 一日 |

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定による保育士試験を次のとおり実施します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の日時及び場所

1 日時

筆記試験 平成十六年八月四日（水曜日）及び同月五日（木曜日）

実技試験 平成十六年十月十六日（土曜日）

2 場所

筆記試験 奈良保育学院 奈良市三条宮前町三一六

実技試験 奈良教育大学 奈良市高畑町

二 受験願書の提出期間、提出先及び提出方法

1 提出期間

平成十六年五月十七日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで（同日までの消印のあるものに限って受け付けます。）

2 提出先

郵便番号六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課

3 提出方法

書留郵便に限ります。

三 受験資格

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の九各号のいずれかに該当する者

四 提出書類

1 受験願書

2 写真

3 受験資格がある者であることを証明する書類

4 受験科目の一部免除を受けようとする者は、次に掲げる証明書

(一) 平成十四年一月一日以降発行の一部科目合格証明書の写し（交付した都道府県で「原本と相違ないこと」の証明を受けたもの）

(二) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、厚生労働大臣の指定する科目を専修したことを証明する書類で、当該学校又は施設の長が発行したもの

5 受験者の氏名が3及び4に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本

6 切手（百二十円）をはったあて先明記の合格結果送付用封筒（所定のもの）

7 実技試験受験者は、切手（八十円）をはったあて先明記の定形封筒

五 受験願書の配布

奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課において平成十六年五月六日（木曜日）から配布します。ただし、郵送により受験願書を請求するときは、切手（百四十円）をはったあて先明記の返信用封筒を同封し、同月二十一日（金曜日）までに必着するよう送付してください。

六 受験手数料

一二、七〇〇円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

七 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに、必要事項を通知します。

八 合格発表

平成十六年十一月下旬
合格者の受験番号を県庁前の掲示場に掲示するとともに本人に通知します。

九 問い合わせ
 この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課こども支援グループ（〇七四二―二七七八六〇四）において受け付けます。

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項に規定する試験を次のとおり実施します。
 平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成十六年八月二十五日（水曜日）午後二時から午後四時まで

2 場所 奈良市船橋町一〇 奈良県立大学

二 受験手続等

1 受験願書の配布

平成十六年六月一日から食品・生活安全課、葛城保健所、桜井保健所、郡山保健所、吉野保健所及び内吉野保健所において配布します。

2 受験願書の受付の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|--|--|
| 平成十六年七月五日（月曜日）から平成十六年七月九日（金曜日）まで 午前九時から午後四時まで | 食品・生活安全課 葛城保健所 桜井保健所 郡山保健所 吉野保健所 内吉野保健所 |

3 受験願書の提出方法

受験者が、直接持参してください。

三 受験手数料

六千百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）
 四 受験票の交付
 受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

平成十六年九月二十四日（金曜日）午前九時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所内に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課（電話〇七四二―二七七八六八一）において受け付けます。

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条に規定する試験を次のとおり実施します。
 平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成十六年八月二十五日（水曜日）午後二時から午後四時まで

2 場所 奈良市船橋町一〇 奈良県立大学

二 受験手続等

1 受験願書の配布

平成十六年六月一日から食品・生活安全課、葛城保健所、桜井保健所、郡山保健所、吉野保健所及び内吉野保健所において配布します。

2 受験願書の受付の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|--|--|
| 平成十六年七月五日（月曜日）から平成十六年七月九日（金曜日）まで 午前九時から午後四時まで | 食品・生活安全課 葛城保健所 桜井保健所 郡山保健所 吉野保健所 |

内吉野保健所

3 受験願書の提出方法

受験者が、直接持参してください。

三 受験手数料

九千四百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

平成十六年九月二十四日（金曜日）午前九時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所内に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課（電話〇七四二―二七―八六八一）において受け付けます。

県営土地改良事業（白石排水改良事業）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。
平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（白石排水改良事業）の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

山辺郡都祁村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

林田至玄 富永研二 小西義春 奥弘 杉本博章 森川義光 乾弘樹 寺村直子

谷戸茂明 松井良之 小寺徹

県営土地改良事業（県営ため池整備事業（天満池地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。
平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（県営ため池整備事業（天満池地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

生駒郡斑鳩町の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 蔦田顕 松井英紀 松永茂信 増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美

県営土地改良事業（県営ため池整備事業（御山大池地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。
平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（県営ため池整備事業（御山大池地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

五條市

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで
測量調査に従事する者

(技術吏員)

小走邦昭 玉石勝次 鳥居寛 相谷龍司 小谷和哉 藤本展弘

県営土地改良事業(県営ため池整備事業(古大野大池地区))の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業(県営ため池整備事業(古大野大池地区))の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

宇陀郡室生村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

(技術吏員)

林田至玄 富永研二 小西義春 奥弘 杉本博章 森川義光 乾弘樹 寺村直子
谷戸茂明 松井良之 小寺徹

県営土地改良事業(県営ため池整備事業(大谷池地区))の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業(県営ため池整備事業(大谷池地区))の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

大和郡山市の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

(技術吏員)

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 葛田顕 松井英紀 松永茂信
増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美

県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業(大和高原北部地区及び大和高原北部二期地区))の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業(大和高原北部地区及び大和高原北部二期地区))の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村及び山辺郡山添村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

(技術吏員)

林田至玄 富永研二 森川義光 乾弘樹 寺村直子

県営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業(西和地区))の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業（西和地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

生駒郡平群町及び生駒郡三郷町の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 葛田顕 松井英紀 松永茂信 増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美 辻岡宏明 北佳史

県営土地改良事業（県営ほ場整備事業（葛城地区、安倍地区、葛城西地区、大柳生地区、和爾地区、本郷地区、田原西地区、田原東地区、田原南地区及び田原北地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（県営ほ場整備事業（葛城地区、安倍地区、葛城西地区、大柳生地区、和爾地区、本郷地区、田原西地区、田原東地区、田原南地区及び田原北地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

奈良市、天理市、桜井市、御所市及び宇陀郡大宇陀町の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 葛田顕 松井英紀 松永茂信

増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美 吉川博行 下川博 続 中尾隆巳 木村千年 川口隆志 藤田浩之 浅井学 片石武則 福岡一夫 岡本 健 山崎克典 勝田鉄次 小山幸久 米澤理奈 林田至玄 富永研二 小西義春 奥 弘 杉本博章 森川義光 乾弘樹 寺村直子 谷戸茂明 松井良之 小寺徹

県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（大淀御所二期地区、笠仁興地区、白川和爾地区、白川和爾二期地区及び大淀御所三期地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（大淀御所二期地区、笠仁興地区、白川和爾地区、白川和爾二期地区及び大淀御所三期地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

天理市、桜井市、御所市及び吉野郡大淀町の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 葛田顕 松井英紀 松永茂信 増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美 吉川博行 下川博 続 中尾隆巳 木村千年 川口隆志 藤田浩之 浅井学 片石武則 福岡一夫 岡本 健 山崎克典 勝田鉄次 小山幸久 米澤理奈 小走邦昭 玉石勝次 鳥居寛 相谷 龍司 小谷和哉 藤本展弘

県営土地改良事業（一般農道整備事業（西吉野賀北地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（西吉野賀北地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

吉野郡西吉野村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

小走邦昭 玉石勝次 鳥居寛 相谷龍司 小谷和哉 藤本展弘

県営土地改良事業（一般農道整備事業（大野向測地区及び豊原地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（大野向測地区及び豊原地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

山辺郡山添村及び宇陀郡室生村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

林田至玄 富永研二 小西義春 奥弘 杉本博章 森川義光 乾弘樹 寺村直子
谷戸茂明 松井良之 小寺徹

県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業（高市地区、針道宮奥地区、馬司地区及び車谷滝地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業（高市地区、針道宮奥地区、馬司地区及び車谷滝地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所

大和郡山市、桜井市、五條市、宇陀郡大宇陀町、高市郡高取町及び高市郡明日香村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

（技術吏員）

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 蔦田顕 松井英紀 松永茂信
増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美 吉川博行 下川博
続 中尾隆巳 木村千年 川口隆志 藤田浩之 浅井学 片石武則 福岡一夫 岡本
健 山崎克典 勝田鉄次 小山幸久 米澤理奈 小走邦昭 玉石勝次 鳥居寛 相谷
龍司 小谷和哉 藤本展弘

県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業（奈良東部地区））の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業（奈良東部地区））の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所
奈良市及び山辺郡都祁村の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

(技術吏員)

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 蔦田顕 松井英紀 松永茂信
増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美

県営土地改良事業(西和農地開発事業)の施行の地域内の土地等について次のとおり
立入調査を行いますので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十八条第
三項の規定により公告します。
平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度県営土地改良事業(西和農地開発事業)の実施に伴う測量・調査のた
め

二 立入りの場所

生駒郡平群町及び生駒郡三郷町の地域

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

(技術吏員)

吉村和夫 仲川佳市郎 中野隆 石黒英一 藪山薫 蔦田顕 松井英紀 松永茂信
増田徳安 下浦隆裕 飯田昌弘 浅井泰郎 山田毅 山口さよ美 辻岡宏明 北佳史

国営土地改良事業(国営大和紀伊平野土地改良事業)の施行の地域内の土地等につい
て次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
第百十八条第三項の規定により公告します。
平成十六年四月二十三日

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 立入りの目的

平成十六年度国営土地改良事業(国営大和紀伊平野土地改良事業)の実施に伴う測
量・調査のため

二 立入りの場所

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、生
駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、高市郡高取町、高市郡
明日香村、北葛城郡新庄町、北葛城郡当麻町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北
葛城郡広陵町、北葛城郡河合町及び吉野郡大淀町

三 立入りの期間

平成十六年四月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者

(技術吏員)

廣澤利郎 岡本登 菊田茂人
(事務吏員)
山崎好友 高安信行

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことに付いて通知がありました。
平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量(電子基準点測量)

二 測量の地域 吉野郡大塔村

三 測量の終了年月日 平成十六年三月三十一日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年七月十五日第七二二二〇号
平成十六年三月一日第七二二二〇一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十六日第六〇一〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月十六日第三八四〇号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市田中町四四四番地、四四五番地ノ一、四四六番地、四四七番地ノ一、四四七番地ノ二、四四七番地ノ三、四四八番地、四四九番地ノ一、四四九番地ノ二、四四九番地ノ三、四五〇番地ノ一、四五〇番地ノ二、四五二番地、四五三番地、四五四番地ノ一、四五五番地ノ一、四五五番地ノ二、四五六番地ノ一、四五六番地ノ二、四五七番地ノ一、四五七番地ノ二、四五六番地ノ一、四五六番地ノ二、四五八番地ノ一、四五八番地ノ二、四五九番地ノ一、四五九番地ノ二、四六一番地ノ一、四六一番地ノ二、四六三番地、四六四番地ノ一、四六四番地ノ二、四六五番地ノ一、四六五番地ノ二、四六六番地ノ一、四六七番地ノ一、四六八番地ノ一、五〇三番地ノ一、五〇四番地、五〇五番地ノ一、五〇六番地ノ一、五〇七番地、五〇八番地、五〇九番地、五一〇番地、五一〇番地ノ一、五一一番地ノ二、五一二番地ノ一、五一二番地ノ二、五一三番地ノ一、五一三番地ノ二、五一四番地、五一五番地、五一六番地、五一七番地、五一八番地、五一九番地、五二〇番地、五二二番地、五二二番地ノ一、五二二番地ノ三、五二三番地ノ一、五二三番地ノ二、五二四番地ノ一、五二四番地ノ二の一部、五二四番地ノ五、五二五番地ノ一、五二五番地ノ四、五二六番地ノ一、五二六番地ノ四、五二七番地、五二八番地、五二九番地ノ五、五二九番地ノ七、五三〇番地ノ一、五三〇番地ノ二の一部、五三〇番地ノ五、五三一番地ノ一、五三一番地ノ二、五三二番地ノ一、五三二番地ノ二、五三三番地ノ一、五三三番地ノ五、五三三番地ノ六、五三三番地ノ一、五三三番地ノ三、五三三番地ノ四、五三三番地ノ五、五三三番地ノ一、五三三番地ノ二の一部、五三六番地ノ四、五三六番地ノ五、五三七番地ノ一、五三七番地ノ四、五三八番地ノ二、五四二番地ノ二、五四七番地ノ二、五四八番地ノ二、五四九番地ノ四、五四九番地ノ七、五五〇番地ノ五、五五〇番地ノ八、八五四番地、八五五番地、八五八番地、八五九番地ノ一、八六〇番地ノ一、八六〇番地ノ二、八六一番地、八六二番地ノ一、八六二番地ノ二、八七四番地ノ一、八七五番地、八七六番地ノ一、八七六番地ノ二、八七八番

地、八七九番地ノ一、八七九番地ノ二、八八〇番地、八八一番地ノ一、八八一番地ノ二、八八二番地、八八三番地、八八四番地、八八五番地ノ一、八八六番地ノ一、八八七番地ノ一、八八三番地ノ一、八八四番地ノ一、八八四番地ノ二、八八五番地ノ一、八八五番地ノ二、八八五番地ノ三、八八五番地ノ四、八八六番地ノ一、八八七番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

ユニー株式会社

代表取締役 佐々木孝治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市田中町五二四番地ノ二の一部、五二四番地ノ五、五二五番地ノ四、五二六番地ノ四、五二九番地ノ五、五二九番地ノ七、五三〇番地ノ二の一部、五三〇番地ノ五、五三三番地ノ五、五三四番地ノ五、五三六番地ノ二の一部、五三六番地ノ四の一部、五三六番地ノ五、五三八番地ノ二、五四二番地ノ二、五四七番地ノ二、五四八番地ノ二、五四九番地ノ四、五四九番地ノ七、五五〇番地ノ五及び五五〇番地ノ八

公園 大和郡山市田中町五二四番地ノ一、五二五番地ノ一、五二六番地ノ一、五二八番地、五三〇番地ノ一、五三〇番地ノ二、五三三番地ノ一、五三三番地ノ二及び五三三番地ノ一の各一部

緑地 大和郡山市田中町四四四番地、四四五番地ノ一、四四六番地、四四七番地ノ一、四四七番地ノ二、四四七番地ノ三、四五二番地、四五三番地、四五五番地ノ一、四五六番地ノ一、四五九番地ノ一、四五九番地ノ三、四六一番地ノ一、四六三番地、四六六番地ノ一、四六七番地ノ一、四六八番地ノ一、五〇三番地ノ一、五〇五番地ノ一、五〇六番地ノ一、五一九番地、五二二番地、五二三番地ノ一、五二三番地ノ二、五三三番地ノ六、五三四番地ノ三、五三五番地、五三六番地ノ一、五三七番地ノ四、八五四番地、八五五番地、八七六番地ノ一、八七六番地ノ二、八七九番地ノ一、八七九番地ノ二、八九四番地ノ一、八九四番地ノ二、八九五番地ノ二、八九五番地ノ四、八九七番地ノ一、八九七番地ノ三、八九九番地及び九〇一番地ノ一の各一部
水路 大和郡山市田中町四五六番地ノ一、四五九番地ノ一、四五九番地ノ三、四六一番地ノ一、四六三番地、四六六番地ノ一、四六七番地ノ一、四六八番地ノ一、五〇

三番地ノ一、五〇五番地ノ一、五〇六番地ノ一、五三六番地ノ一、五三七番地ノ一、五三七番地ノ四、八七四番地ノ一、八七五番地及び八七六番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十五年十一月十七日第七二一九四号
平成十六年三月二日第七二一九四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十四日第六〇〇八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月十四日第三八三九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市辻町八九四番地ノ二、八九五番地ノ一〇、八九五番地ノ一一、八九五番地ノ一二、八九五番地ノ一三、八九五番地ノ一四、八九五番地ノ一五、八九五番地ノ一六、八九五番地ノ一七、八九五番地ノ一八、八九五番地ノ一九、八九五番地ノ二〇、八九五番地ノ二一、八九五番地ノ二二、八九五番地ノ二四、八九五番地ノ二五、八九五番地ノ二六、八九五番地ノ二七、八九五番地ノ二八及び八九五番地ノ二九並びに小町町一五三八番地ノ一、一五三八番地ノ八、一五三八番地ノ九、一五三八番地ノ一〇、一五三八番地ノ一一、一五三八番地ノ一二、一五三九番地ノ二、二一九六番地ノ一及び二一九七番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東生駒一丁目三二番地
大陽興産株式会社 代表取締役 桑原富夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市辻町八九五番地ノ二二並びに小町町一五三八番地ノ一、一五三九番地ノ二、二一九六番地ノ一及び二一九七番地
公園 生駒市辻町八九四番地ノ二、八九五番地ノ一四及び八九五番地ノ二九
下水道 生駒市辻町八九五番地ノ二二及び小町町一五三八番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十五年十二月五日第七二一九号
平成十六年三月三十日第七二一九一〇九一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十四日第六〇〇九号
開発区域に含まれる地域

生駒市西白庭台二丁目二番地ノ四、二番地ノ五、二番地ノ六、二番地ノ七、二番地ノ一〇、二番地ノ一一及び二番地ノ一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市南田原町一五〇番地
岡田充弘

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
平成16年4月23日

奈良県知事 柿本善也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県水道管理センターで使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県水道局総務課

奈良市大森町57-12

3 落札者を決定した日 平成16年4月2日

4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社

大阪市北区中之島3丁目3番22号

5 落札金額 55,158,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月20日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年4月23日

奈良県知事 柿本善也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

- 2 奈良県桜井浄水場で使用する電気
契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県水道局総務課
奈良市大森町57-12
- 3 落札者を決定した日 平成16年4月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
大阪府北区中之島3丁目3番22号
- 5 落札金額 68,404,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月20日

県 道 水 道 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
平成16年4月23日

奈良県知事 柿 本 善 也

| 第1 競争入札に付する調達の内容 | 奈良県知事 | 柿 | 本 | 善 | 也 |
|--------------------------|-------|-------|---|---|---|
| 1 入札物件 新平群ポンプ場（弁類製作3） | 口径 | 250mm | | 2 | 基 |
| 2 入札物件の数量及び特質 手動仕切弁 | 口径 | 150mm | | 2 | 基 |
| | 口径 | 100mm | | 1 | 基 |
| | 口径 | 75mm | | 3 | 基 |
| | 口径1, | 000mm | | 1 | 基 |
| 手動バタフライ弁 | 口径 | 500mm | | 6 | 基 |

| | |
|--|---|
| <p>急速空気弁</p> <p>口径 150mm 1基</p> <p>口径 100mm 1基</p> <p>口径 75mm 3基</p> | <p>第1 納入期限 平成17年3月18日</p> <p>第2 納入場所 生駒郡平群町平等寺地内</p> <p>第3 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 2 過去10年以内に、バタフライ弁（口径500mm以上のものに限る）を自社で製作し納入した実績を有する者であること。 3 調達物件を所定の納入場所に納品することができる者であること。 4 調達物件の据付工事の際、技術員を派遣し、据付指導並びに据付完了後の物品の点検及び調整を行うことができる者であること。 5 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。 6 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。 7 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2 |
|--|---|

条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

8 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者となしなす。

9 奈良県における競争入札参加資格者であつて、営業種目H4の鉄鋼・非鉄製品に登録しているものであること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階）

電話（代表）0742-22-1101 内線4718

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部署等の名称、所在地等

〒630-8131

奈良市大森町57-12

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階）

第4 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間 平成16年4月23日から同年5月14日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）。ただし、5月14日においては午後4時までとします。

(2) 場所 第3に同じ。

(3) 費用 無償

2 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められ

た者は、本入札に参加することができません。

(1) 提出期間 平成16年5月12日及び同月14日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 持参に限りなす。

(5) 作成及び提出にかかる費用 申請者の負担とします。

3 入札説明会の開催及び設計図書類の配布

第4の2の手続により競争入札の参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催します。なお、その際設計図書等を配布します。

(1) 日時 平成16年5月20日 午後2時

(2) 場所 奈良市大森町57-12 奈良県奈良総合庁舎1階会議室

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成16年6月11日 午後2時

(2) 場所 第4の3の(2)に同じ。

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成16年6月11日開札新平郡ボンプ場（弁類製作3）入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県水道局総務課長あての親展として平成16年6月10日までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。

第5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金及び契約保証金 奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程等第6号）に

定めるところによりなす。

3 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、所定の入札書及び委任状を作成し、封をした上、所定の場所及び日

時

| | |
|--|---|
| <p>時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否</p> <p>要しません。</p> <p>6 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>7 調達手続の停止等</p> <p>この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>8 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>9 その他</p> <p>詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第6 Summary</p> <p>1 Subject of Procurement : New Heguri pump site (value production 3)</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : 2:00 p.m. on June 11, 2004</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : June 10, 2004</p> <p>4 For further information, please contact : General Affairs & Contract Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government 3rd floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government 57-12 Omori-cho, Nara City, 630-8131 Nara Pref. Japan Phone : 0742-25-0771 ext.336</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公安委員会告示</p> </div> <p>奈良県公安委員会告示第52号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請された別表に掲げる遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。</p> <p>平成16年4月23日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 委員長 永田正利</p> |
|--|---|

別表

| 検定通知年月日 | 検定番号及び型式試験番号 | 遊技機の種類及び遊技機の区分 | 型式名 | 検定申請者の氏名又は名称及び製造業者名 | 申請者の所在地 |
|----------|--------------------|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------|
| H16.4.15 | 301198 30109800 | ぱちんこ遊技機第1種特別電 動遊技規則第6条第1号イ | CR新海物語M 8Z | 株式会社三洋物産 | 名古屋市中区今池 三丁目5番21号 |
| " | 301114 30114500 | " | CR新海物語M 5Z | " | " |
| " | 400068 40006800 | " | CR天下ゲッタ ー秀吉M6 | " | " |
| " | 400092 40009200 | " | CR天下ゲッタ ー秀吉M8 | " | " |
| " | 400110 40011000 | " | CR天下ゲッタ ー秀吉M5 | " | " |
| " | 400115 40011500 | " | CR天下ゲッタ ー秀吉M2 | " | " |
| " | 400148 40014800 | " | CR新海物語M 6Z | " | " |
| " | 400070 40007000 | " | CRさいころ珍 道中MAR | 株式会社ニューギン | 名古屋市中区島森 町三丁目56番地 |
| " | 400096 40009600 | " | CRさいころ珍 道中MB | " | " |
| " | 400155 40015500 | " | CRさいころ珍 道中MD | " | " |
| " | 400211 40021100 | " | おんばね11ロ ボコンZS | " | " |
| " | 400116 40011600 | " | CRレーパツク MVS | 株式会社サンセイ ゲームソフトデ イ | 名古屋市中区丸の内 二丁目11番13号 |
| " | 400132 40013200 | " | CRレーパツク M | " | " |
| " | 400120 40012000 | " | CRペンクバツ クーC | 株式会社藤商事 | 大阪市中央区内本町 二丁目1番4号 |
| " | 400137 40013700 | " | CRペンクバツ クーY | " | " |
| " | 400148 40014800 | " | CRちゅい遊記 VS | 株式会社ソフイア | 群馬県桐生市城野町 七丁目201番地 |
| " | 400153 40015300 | " | CRちゅい遊記 GS | " | " |
| " | 400157 40015700 | " | CRちゅい遊記 X | " | " |
| " | 400161 40016100 | " | CR744バーバ ー777タイプG 31 | 株式会社三共 | 群馬県桐生市城野町 六丁目460番地 |
| " | 400168 40016800 | " | CR744バーバ ー777タイプM X | " | " |
| " | 400180 40018000 | " | CR744バーバ ー777タイプJ X | " | " |
| " | 400183 40018300 | " | CR744バーバ ー777タイプ | " | " |

| | | | | | | |
|--------------------|-------------------------------|--------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------|-----|
| 40018300 | " | 440008 44000800 | パース | パース | パース | パース |
| 400192 40019200 | " | 341066 34106600 | CR744バーバ ー777タイプ JXα | " | " | " |
| 400171 40017100 | " | 410131 41013100 | CRペルサイユ のぼらRX | 株式会社エース電研 | 東京都台東区東上野 三丁目12番9号 | |
| 400184 40018400 | " | 410159 41015900 | CRペルサイユ のぼらFX | " | " | |
| 400175 40017500 | " | 400188 40018800 | CRミンキーモ モRR | タイヨーエレクト ニクス株式会社 | 名古屋市中区見新町 125番地 | |
| 400188 40018800 | " | 400188 40018800 | CRミンキーモ モNN | " | " | |
| 410131 41013100 | ぱちんこ遊技機第2種特別電 動遊技規則第6条第1号イ | 410131 41013100 | CRペルサイユ AM3 | 株式会社三洋物産 | 名古屋市中区今池 三丁目9番21号 | |
| 410159 41015900 | " | 410159 41015900 | パース人M 7 | " | " | |
| 341066 34106600 | 回胴式遊技機規則第6条第2 号 | 341066 34106600 | カムレオン | イグタ電子株式 会社 | 新潟県長岡市弓町二 丁目1番11号 | |
| 440008 44000800 | " | 440008 44000800 | ツクツクR | 山佐株式会 社 | 岡山県新見市高尾3 62番地の1 | |

奈良県公安委員会告示第53号

昭和29年7月奈良県公安委員会告示第1号（警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用する。

平成16年4月23日

奈良県公安委員会

委員長 永田正利

「一食当たり396円」を「一食当たり394円」に改める。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十三日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田中義雄

| | | | | | | | | |
|-------------------|------|---------|-----------|----------|-------------------|------------|----------|-------|
| (政党の支部) | | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政党の名称 | 支部の区域の単位 | 届出年月日 |
| 民主党奈良県参議院選挙区第1総支部 | 前川清成 | 園田公子 | 奈良市登大路町三六 | 民主党 | 公職選挙法第一二条に規定する選挙区 | 平成十六年三月十八日 | | |

(その他の政治団体)

| | | | | |
|-----------|--------|----------|---------------|-------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
| 松浦敏信後援会 | 松浦敏信 | 松浦富子 | 北葛城郡広陵町疋相三五―四 | 平成十六年三月三日 |
| 細井ひろすみ後援会 | 岡本賢治 | 池原隆史 | 香芝市五位堂四―二六四 | 平成十六年三月十日 |
| 竹田育宏後援会 | 久保秀次 | 今村洋一 | 香芝市北今市三一―四九―四 | 平成十六年三月十二日 |
| 清政会 | 前川清成 | 松本憲一 | 奈良市二条町三一―五―二〇 | 平成十六年三月三十一日 |

| | | | | |
|-------------|------|------|--------------|-------------|
| 未来の会 | 井田昇 | 渡辺次朗 | 天理市杉本町三八三―二二 | 平成十六年三月三十日 |
| 前川きよしげを支える会 | 田仲敦三 | 西井龍作 | 大和郡山市杉町二〇九―四 | 平成十六年三月二十九日 |

奈良県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

(政党の支部)

| | | | | |
|-------------|-----------|----------------|-------------|-------------|
| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動後 | 異動前 | 届出年月日 |
| 自由民主党野迫川村支部 | 会計責任者 | 高田隆子 | 津守初代 | 平成十六年三月十八日 |
| 自由民主党山添村支部 | 代表者 | 菊岡薫 | 窪田剛久 | 平成十六年三月十八日 |
| 自由民主党生駒市支部 | 名称 | 自由民主党生駒市支部 | 自由民主党生駒支部 | 平成十六年三月二十三日 |
| 自由民主党奈良市支部 | 主たる事務所所在地 | 奈良市西大寺東町二―一―六三 | 奈良市南新町二三一―一 | 平成十六年三月二十三日 |

| | | | | | | |
|-----------------|------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| (政進会) | 蔵之上政春後援会 | 會計責任者 | 蔵之上義史 | 北倉恵進 | 平成十六年三月四日 | |
| | 木下昭紀後援会 | 主たる事務所の所在地 | 北葛城郡広陵町大塚五五〇―三 | 北葛城郡広陵町大塚五五五―一 | 平成十六年三月二日 | |
| | 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動後 | 異動前 | 届出年月日 | |
| | (その他の政治団体) | 自由民主党奈良県看護連盟支部 | 主たる事務所の所在地 | 檀原市八木町一―七―三九 | 奈良市油阪町八五―一 | 平成十六年三月三十一日 |
| | 自由民主党高取町支部 | 會計責任者 | 森下明 | 米田国男 | 平成十六年三月三十一日 | |
| 自由民主党上北山村支部 | 會計責任者 | 中岡一郎 | 福嶋嘉治 | 平成十六年三月三十一日 | | |
| 日本共産党奈良地区委員会 | 會計責任者 | 一瀬則保 | 西川哲生 | 平成十六年三月三十日 | | |
| 日本共産党奈良県委員会 | 代表者 | 沢田博 | 田辺実 | 平成十六年三月二十九日 | | |
| 日本共産党奈良県北和地区委員会 | 代表者 | 西川哲生 | 土岐敏男 | 平成十六年三月二十九日 | | |
| すきやきの会 | 主たる事務所の所在地 | 天理市川原城町六三二 | 天理市川原城町六三二 | 天理市田部町五二六 | 平成十六年三月五日 | |
| 天理市を良くする会 | 主たる事務所の所在地 | 天理市川原城町六三二 | 天理市川原城町六三二 | 天理市田部町五二六 | 平成十六年三月五日 | |
| 日本行政書士政治連盟奈良県支部 | 代表者 | 原孝 | 中野達夫 | 西谷利明 | 平成十六年三月九日 | |
| 島岡しげかず後援会 | 會計責任者 | 阪口楯二 | 中川行雄 | 立花垂可典 | 平成十六年三月九日 | |
| 福井たつお後援会 | 會計責任者 | 立花垂何典 | 立花垂可典 | 岡村一彦 | 平成十六年三月九日 | |
| 萬津力治後援会 | 代表者 | 岡村一彦 | 松村茂 | 山口善熙 | 平成十六年三月十二日 | |
| 中野陽泰後援会 | 代表者 | 西野秀雄 | 田中富夫 | 西野秀雄 | 平成十六年三月十六日 | |
| はやせ正子後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大和高田市東中二―七―一五 | 大和高田市東中一―二―一 | 大和高田市東中二―七―一五 | 平成十六年三月十七日 | |
| 奈良県歯科技工士 | 代表者 | 切川幹朗 | 林昭宏 | 切川幹朗 | 平成十六年三月十七日 | |

| | | | | | | | | | |
|------------|------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 会 | サカイたかし後援会 | 岡本恵史後援会 | 税理士による滝実後援会 | 小笹浩樹後援会 | 大和郡山市滝実後援会 | 安堵町滝実後援会 | 森田ひとみ後援会 | 奈良県理容政治連盟 | |
| 代表者 | 代表者 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 |
| 松本淳 | 酒井靖喜 | 戒井清子 | 大和郡山市高田口町三二二二 | 小笹浩樹 | 生駒市真弓一〇三 | 米田秀雄 | 中川喜久二 | 仲辻好孝 | 奥本一 |
| 酒井靖喜 | 増谷倅 | 怒田敏治 | 大和郡山市高田町二一〇 | 家西悟 | 生駒市東新町二一〇 | 佐竹喜久雄 | 岡田輝男 | 西京幹泰 | 向井安密 |
| 平成十六年三月三十日 | 平成十六年三月三十日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十六年三月二十六日 | 平成十六年三月二十六日 |

| | | | |
|------------|------------|--------------|-------------|
| やの兵治後援会 | 主たる事務所の所在地 | 奈良市六条緑町二一五三七 | 平成十六年三月三十日 |
| 奈良市近未来研究会 | 主たる事務所の所在地 | 奈良市六条緑町二一五三七 | 平成十六年三月三十日 |
| 野崎和生を支援する会 | 会計責任者 | 河野光雄 | 平成十六年三月三十日 |
| 坂井光則後援会 | 主たる事務所の所在地 | 奈良市中辻町一六二 | 平成十六年三月三十一日 |
| たぶさ豊彦後援会 | 代表者 | 馬場吉秋 | 平成十六年三月三十一日 |
| | 代表者 | 吉川久継 | 平成十六年三月三十一日 |

奈良県選挙管理委員会告示第三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 平成十六年四月二十三日

奈良県選挙管理委員会
 委員長 田中義雄

(政党的支部)

| | | |
|---------------|--------|------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
| 自由民主党奈良県桜友会支部 | 長田光弘 | 平成十六年三月十八日 |

(その他の政治団体)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------------|------------|------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|---------|
| はまうえ和康後援会 | 西浦光義を育てる会 | 奈良・けんみんの声 | 新政クラブ | 市政をすすめる会 | さかおく明後援会 | 郡山宮本会 | 元三会 | 郷土を良くする宮本武夫こうえん会 | 北谷武彦後援会 | 岡田泰昌後援会 | 岡田ふじお後援会 | 上田順一後援会 | 今村禎彦後援会 | 政治団体の名称 |
| 上坂明 | 西浦明子 | 濱上和康 | 宮奥茂男 | 阪奥明 | 米山三男 | 宮本武夫 | 元田庄作 | 伊藤正好 | 北谷武彦 | 仲西勝美 | 岡田富士雄 | 増田勝則 | 辻政宏 | 代表者の氏名 |
| 平成十六年二月二十八日 | 平成十六年三月三十日 | 平成十六年二月二十八日 | 平成十五年十二月三十一日 | 平成十六年三月二十一日 | 平成十六年三月二十一日 | 平成十六年三月十八日 | 平成十六年二月二十日 | 平成十六年三月十八日 | 平成十六年三月二十九日 | 平成十五年四月一日 | 平成十六年三月二十五日 | 平成十六年三月二十二日 | 平成十六年三月一日 | 解散年月日 |

| | | |
|-----------|------|------------|
| 元田三男後援会 | 平越国輝 | 平成十六年二月二十日 |
| 元田三男政策研究会 | 元田三男 | 平成十六年二月二十日 |

奈良県選挙管理委員会告示第四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成十六年四月二十三日

奈良県選挙管理委員会
 委員長 田中義雄

| 公職の候補者 | | 資金管理団体 | | | |
|--------|-------|---------|--------------|--------|-------------|
| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 政治団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日 |
| 前川清成 | 参議院議員 | 清政会 | 奈良市二条町三一五―二〇 | 前川清成 | 平成十六年三月三十一日 |

奈良県選挙管理委員会告示第五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成十六年四月二十三日

奈良県選挙管理委員会
 委員長 田中義雄

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動後 | 異動前 | 届出年月日 |
| 矢野兵治 | 奈良近未来研究会 | 主たる事務所所在地 | 奈良市六条緑町二一五三七 | 奈良市六条緑町一六一五 | 平成十六年三月三十日 |

奈良県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

| 公職の候補者 | | 資金管理団体 | | | |
|--------|-----------|----------|------------------|--------|-------------|
| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 政治団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日 |
| 岡田富士雄 | 桜井市議会議員 | 岡田ふじお後援会 | 桜井市大字大泉八五九一 | 岡田富士雄 | 平成十六年三月二十五日 |
| 北谷武彦 | 曾爾村議会議員 | 北谷武彦後援会 | 宇陀郡曾爾村太良路六八二 | 北谷武彦 | 平成十六年三月二十九日 |
| 宮本武夫 | 大和郡山市議会議員 | 郡山宮本会 | 大和郡山市小泉町六六七一、六六九 | 宮本武夫 | 平成十六年三月二十三日 |

| | | | | | |
|------|---------|-----------|-------------|------|-------------|
| 阪奥明 | 大和郡山市長 | 市政をすすめる会 | 大和郡山市藤原町三十三 | 阪奥明 | 平成十六年三月二十九日 |
| 濱上和康 | 参議院議員 | 奈良・けんみの声 | 天理市柳本町一七〇一 | 濱上和康 | 平成十六年三月三日 |
| 元田三男 | 奈良県議会議員 | 元田三男政策研究会 | 香芝市畑二一八二二一 | 元田三男 | 平成十六年三月十二日 |

地方労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定により、奈良県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成十六年四月二十三日

奈良県地方労働委員会

会長 佐藤 公一

奈良県地方労働委員会あつせ人員候補者名簿

平成16年 4月22日現在

| 氏名 | 生年月日 | 経歴 | 委嘱年月日 | 備考 |
|--------|-----------|---|-----------|----|
| 佐藤 公一 | 昭22. 7. 4 | 弁護士 地方労働委員会会長 | 昭62.12.24 | |
| 南川 謙弘 | 昭17. 9.30 | 大阪学院大学大学院法学研究科長 地方労働委員会会長代理 | 平 9.12. 4 | |
| 下村 敏博 | 昭25. 3. 3 | 弁護士 地方労働委員会公益委員 | 平 9.12. 4 | |
| 西谷 敏 | 昭18. 8.24 | 大阪市立大学大学院法学研究科教授 地方労働委員会公益委員 | 平13. 5.24 | |
| 川合 紀子 | 昭17. 2.11 | (財)奈良県長寿社会推進センター理事 地方労働委員会公益委員 | 平15. 6. 1 | |
| 森本 哲次 | 昭24. 4. 1 | 関西電力労働組合奈良支部執行委員長 日本労働組合総連合会奈良連合事務局長 地方労働委員会労働者委員 | 平 9.12. 4 | |
| 杉本 敏範 | 昭27.10.23 | NTT労働組合奈良支店労働組合会長 地方労働委員会労働者委員 | 平13.12.12 | |
| 小山 洋二 | 昭32.12.27 | センター労働組合奈良支店執行委員長 地方労働委員会労働者委員 | 平13.12.12 | |
| 高岡 照子 | 昭18. 8. 6 | U1ゼンセン同盟奈良支部長 地方労働委員会労働者委員 | 平14.10. 1 | |
| 八代 勝彦 | 昭29.12.28 | 奈良交通労働組合執行委員長 地方労働委員会労働者委員 | 平14.10. 1 | |
| 中 武兵衛門 | 昭19. 7.30 | 奈良県木下協同組合連合会事務理事 地方労働委員会使用者委員 | 平 7.12.15 | |
| 小林 宏 | 昭13. 1.23 | 奈良県経営者協会事務理事 地方労働委員会使用者委員 | 平 9.12. 4 | |
| 井村 達男 | 昭13. 3.30 | 朝イムラ封筒代表取締役会長 地方労働委員会使用者委員 | 平13. 5.24 | |
| 中村 薫良 | 昭19.10. 1 | 奈良交通(株)事務取締役 地方労働委員会使用者委員 | 平13.12.12 | |
| 綿谷 正祥 | 昭17.11.24 | (株)採竹取締役会長 地方労働委員会使用者委員 | 平16. 1. 8 | |
| 岩田 勝弘 | 昭21. 9. 5 | 地方労働委員会事務局長 地方労働委員会事務局長 | 平12. 4.28 | |
| 吉岡 直治 | 昭21. 5.26 | 地方労働委員会事務局長 地方労働委員会事務局長 | 平14. 4.25 | |
| 高橋 涉 | 昭25. 1.29 | 地方労働委員会事務局長 地方労働委員会事務局長 | 平16. 4.22 | |

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一三一一一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一一三五七七(代)

本誌は再生紙を使用しています。